

○米問題（国際経済課長）ほか1件

ウ「政府の窓」（有線放送798施設。農山漁村の住民を対象に農林水産業に役立つ行政情報を紹介。）

○農業者年金の加入促進（就業改善課）ほか7件

(3) 出版物

ア「時の動き—政府の窓—」（A5判，月2回発行，政府の施策について，対談・解説記事などにより詳しく解説。）

○農業経営の法人化を進め経営基礎を強化（農政課）ほか26件

イ「フォト」（B4変形判，月2回発行。国民に密接な行政施策を取材写真，対談で解説。）

○〈対談〉「コメ問題」後の農業農村対策に全力（畑農林水産大臣）ほか11件

ウ「日写フォトニュース（壁写真新聞）」（B2判片面，毎週発行。行政施策について，写真を主体とした壁新聞により，中・高校生にもわかるように解説。）

○国土緑化運動（造林保全課）ほか1件

エ「広報通信」（B5判片面，月1回発行。地方公共団体，民間団体等の広報誌に転載可能な各種政府施策に関する広報記事を提供。）

○農薬の適正使用（農薬対策室）ほか14件

オ「官報資料版」に農・林・漁業白書，農業観測など農林水産省の方針や施策に関するものを簡潔かつわかりやすく掲載。

(4) 新聞・雑誌

中央5紙（朝日，毎日，読売，日経，産経），ブロック紙（北海道，東京・中日，西日本），地方51紙，郷土16紙，日本農業新聞等に米穀の安定供給（需給課）ほか8件を掲載。

雑誌は，月刊誌は，「文藝春秋」にウルグアイ・ラウンド交渉決着とこれからの農政（畑農林水産大臣対談）を掲載したほか3件を掲載。週刊誌は「週刊朝日」ほか2誌に捕鯨問題（遠洋課）を掲載。

(5) その他の広報活動

今週の日本，サンデーおきなわ，PACIFIC FRIEND，電話ニュース，電光版ニュースを通じて“有機農産物等の表示の適正化，ほか17件を紹介。

(6) 広聴活動

国政モニターからの随時報告のうち回答を要するもの5件を処理したほか，258件を関係部局に配布。

また，“食生活・農村の役割に関する世論調査”のテーマについて，調査を実施。

第7節 農林水産祭

1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯の授与（農産等6部門）

(1) 農林水産大臣賞の交付

第32回農林水産祭参加表彰行事（4年8月1日から5年7月31日までの間）として，全国各地で開催された各種の品評会，共進会等は391行事であり，交付した農林水産大臣賞は615点であった。

(2) 天皇杯等の授与

農林水産大臣賞受賞の615点のうち，農産，園芸，畜産，蚕糸・地域特産，林産，水産の6部門で，特に優秀なものに天皇杯が授与され，それに次ぐものに対しては，内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお，その選賞は，農林水産祭中央審査委員会（会長：金澤夏樹氏）において行われた。

2 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（むらづくり部門）

各地方農政局のむらづくり審査会において，農林水産大臣賞と決定された16事例及び農林水産祭中央審査委員会において農林水産大臣賞と決定された北海道・沖縄ブロック1事例の合計17事例について，農林水産大臣賞を交付した。

また，各地方農政局のむらづくり審査会から天皇杯等の推薦のあった農林水産大臣賞7点及び北海道・沖縄ブロックの農林水産大臣賞1点の中から，特に優良なものについて天皇杯，それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

3 農林水産祭中央行事

(1) 表彰式典等

「優秀農林水産業者表彰式典」は，勤労感謝の日の11月23日（火）10時40分～12時まで，明治神宮会館において，農林水産大臣賞受賞者，各界代表者及び中央・地方農林水産関係者など約1,700人が出席して開催され，畑農林水産大臣から天皇杯の授与を行うとともに，細川内閣総理大臣（代理）から内閣総理大臣賞の授与が，また，畑農林水産大臣から日本農林漁業振興会会長賞の授与及び農林水産大臣賞受賞者632人に記念品の贈呈を行った。

また，前日の11月22日（月）には，農林水産省講堂

において、10時～12時まで、農林水産大臣賞受賞者は関係者900余名の参加のもとに本年度天皇杯受賞者の業績の紹介を行った後、一定のテーマに基づき、農林水産省技術総括審議官をはじめ農林水産祭中央審査委員会会長等の学識経験者を交えてのパネルディスカッションが行われた。

(2) 収穫感謝の集い

11月23日(火)表彰式典に引き続き、12時10分～12時30分まで、式典出席者及び一般消費者代表などの参加のもと、本年の収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝の集い」が行われた。

(3) 天皇杯受賞者の天皇・皇后両陛下拝謁と皇居参観

平成6年1月21日(金)15時から天皇杯受賞者の方々が皇居に参内して、天皇・皇后両陛下に受賞の御礼奏上をするとともに、業績の御説明を行った。

また、11月22日(月)13時30分から、農林水産大臣賞受賞者は関係者900余人は、皇居の宮殿及び皇居御苑(旧江戸城の本丸、二の丸等)を参観した。

(4) 親子農林水産業体験バスの運行

日頃、農林水産業に直接接する機会の少ない首都圏在住の学童(3～6年生)及びその親約70人を対象に8月22日(日)から23日(月)の一泊二日、長野県八ヶ岳中央農業実践大学校において、農産物の収穫、畜産施設の見学等を行ったほか、大学校関係者との懇談会を行い、農林水産業に対する理解と認識を深める良い機会となった。

(5) 農林水産市

東北、関東、四国及び九州地区の10都県並びに中央農林水産関係2団体の協力を得て、「農林水産市」が10月14日(木)10時～15時まで、日比谷公園内小音楽堂前広場において行われ、優秀な技術による新鮮で安価な農林水産物が都民に多数提供された。

(6) 実りのフェスティバル

11月19日(金)から21日(日)の3日間、10時～17

時まで(ただし、21日は15時まで)、中央区晴海の東京国際見本市会場C館において開催された。

二日目には、秋篠宮・同妃殿下がご来場になり、親しく場内を御視察された。

農林水産業啓発展において、天皇杯コーナーに加え「農業試験研究一世紀記念—農業技術のあゆみと展望—」のテーマによる政府特別展示コーナーを設け、パネル、実物等により、農業試験研究百年の歴史、その果たしてきた役割及び今後の展望等についてわかりやすく紹介したほか、全国各地域で実用化されている特産物の技術を紹介した都道府県農林水産特産物技術・経営普及展コーナーで、消費者の方々は、地域農林水産業の発展について、理解を深めた。

また、都道府県の農林水産業をビデオで紹介した「ふれあいコーナー」を設けたほか、ごはん食が、日本人の栄養・健康等に重要な役割を果たしていることを理解してもらうため、ごはん料理教室をはじめ、ごはん料理優秀作品の紹介等の特別展示を行い、来場者の好評を得た。

更に、47都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の即売、及び35農林水産関係団体による農林水産業・食料等についての啓発展示が行われた。

その他、おなじみの親子日曜大工教室、ちびっ子乗馬教室等の多彩な催しを行い、開催3日間の来場者は、およそ14万人と大盛況であった。

(7) 福祉施設への農林水産物の贈呈

実りの喜びを広く多くの人達にも分かち合うため、11月21日(日)33道府県・1団体から提供された51品目の農林水産物を、(財)東京善意銀行を通じて、都内12か所の福祉施設の方々に贈呈した。

(8) 豊穡祈願祭

日本農林漁業振興会主催により、平成6年2月17日(木)伊勢神宮において、地元三重県及び伊勢市の協力を得て、当年の五穀豊稔と農林水産業振興を祈願する「豊穡祈願祭」が執り行われた。

平成5年度(第32回)農林水産祭天皇杯等三賞受賞者

I 天皇杯等受賞者

1 天皇杯受賞者

部門	出品財	受 賞 者		表 彰 行 事
		住 所	氏名等(年齢)	
農 産	経 営 (水 稲・麦)	佐賀県神埼郡神埼町大門721	大門営農集団 (代表:小淵 馨)	第42回全国農業コンクール
園 芸	経 営 (温室みかん)	愛媛県北宇和郡吉田町大字奥浦甲145	板倉聖治(47歳)	第42回全国農業コンクール

畜産	産物 (肉用牛)	鹿児島県薩摩郡宮之城町舟木4730 薩摩畜産農業協同組合連合会内	薩摩郡和牛育種組合 (代表：岸良利美)	第6回全国和牛能力共進会
蚕糸・ 地域特産	経営 (いぐさ)	熊本県下益城郡松橋町大字浅川1	河内正嗣 (45歳)	平成4年度熊本県農業コンクール大会
林産	経営 (林業)	大阪府大阪市東住吉区中野4-16-33	大橋慶三郎 (65歳)	全国林業経営推奨行事
水産	産物 (水産加工品 さんまくん)	宮城県気仙沼市中みなと町131	マルトヨ食品株式会社 (代表：清水 豊)	第3回全国水産加工品総合品質審査会
むらづくり	むらづくり 活動	岩手県胆沢郡金ヶ崎町	和光地区自治会 (代表：松浦健一)	

2 内閣総理大臣賞受賞者

農産	経営 (大豆)	茨城県下館市西方1365	川田誠一 (43歳)	第21回全国豆類経営改善共励会
園芸	経営 (いちご)	栃木県鹿沼市烏居跡町983-1	鹿沼市農協いちご部 (代表：黒田武男)	第19回全国施設園芸共進会
畜産	経営 (養豚)	秋田県横手市陸成字関根14	ニューファームサービス株式会社 (代表：佐藤吉美)	第42回全国農業コンクール
蚕糸・ 地域特産	経営 (養蚕)	福島県伊達郡川俣町大字羽田字柏内67	佐藤 治 (44歳)	平成4年度福島県繭生産改善競技会
林産	技術・ほ場 (肥培林地)	秋田県雄勝郡皆瀬村川向字仏師ヶ沢16	佐藤彦一 (59歳)	第30回全国林地肥培コンクール
水産	技術 (水産増養殖 魚類養殖にお ける省力化に ついて)	島根県隠岐郡西ノ島町浦郷	浦郷漁業協同組合養殖 グループ (代表：吉本 功)	第39回全国漁村青壮年婦人活動実績発表大会
むらづくり	むらづくり 活動	栃木県大田原市藤沢98-10	琵琶池村づくり推進協 議会 (代表：高瀬正太郎)	

3 日本農林漁業振興会会長賞受賞者

農産	経営 (水稻)	宮城県柴田郡柴田町槻木西1-1-36	前野壮一 (53歳)	農業機械効率利用等農業高度化推進全国共励会
園芸	経営 (シクラメン・アジサイ)	群馬県勢多郡黒保根村大字下田沢2822	坂本正次 (44歳)	第22回日本農業賞
	生活改善	長野県下伊那郡大鹿村大河原上蔵2317	みどり会 (代表：多田正枝)	平成4年度婦人・高齢者グループの生活・生産活動に関する表彰
畜産	経営 (酪農)	岩手県岩手郡滝沢村字柳沢1303	川辺美恵子 (39歳)	第23回全国酪農青年婦人酪農経営発表大会
蚕糸・ 地域特産	産物 (かまいり製 玉緑茶)	熊本県上益城郡矢部町島木460	藤原徳門 (36歳)	第46回全国茶品評会
林産	産物 (木材)	秋田県大館市釈迦内字街道上154	株式会社沓澤製材所 (代表：沓澤真一)	第20回 JAS 製材品普及推進展示会
水産	産物 (水産加工品 いわしハム)	長崎県諫早市有喜町248	株式会社村川蒲鉾 (代表：村川 一)	第45回全国蒲鉾品評会
むらづくり	むらづくり 活動	熊本県宇土郡不知火町大見	大見集落 (代表：杉田一治)	

II むらづくり部門 農林水産大臣賞受賞者 (注) ○印は各ブロックの最優良事例である。

(北海道・沖縄ブロック)

○沖縄 国頭郡国頭村奥間区

奥間集落

(東北ブロック)

○岩手 胆沢郡金ヶ崎町

和光地区自治会

山形 最上郡舟形町長者原

長者原むらづくり推進協議会

福島 西白河郡西郷村大字真船字堂万

真船生産組合

(関東ブロック)

○栃 木 大田原市藤沢
埼 玉 大里郡寄居町
山 梨 南巨摩郡増穂町

(北陸ブロック)

○石 川 鳳至郡柳田村

(東海ブロック)

○愛 知 知多郡南知多町

(近畿ブロック)

大 阪 茨木市見山地区
○奈 良 宇陀郡御杖村桃保

(中国・四国ブロック)

岡 山 小田郡美星町西砂水
山 口 下関市大字養井島
○徳 島 鳴門市大津町段関

(九州ブロック)

長 崎 南高来郡南串山町
○熊 本 宇土郡不知火町大字大見
鹿 児 島 出水郡野田町上名青木

琵琶池村づくり推進協議会
日本の里風布館管理委員会
穂積を育てる会

柳田村総合計画審議委員会

乙方村づくり推進委員会

見山地区都市農村交流活動推進委員会
桃保活性化推進委員会

星の郷青空市
養井島漁業協同組合
大津町段関地区

南串山町新農業研究会
大見集落
青木地区

第8節 行政機構

1 総 論

政府はかねてから行政機構及び定員の増加を極力抑制するとともに、既存の行政機構及び定員についても社会情勢に即応した効率的な体制を確立することを重要な課題としてきた。

この基本方針は平成5年度予算編成においても継続された。すなわち、

- ① 時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るため、平成4年12月26日に閣議決定した「平成5年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」をはじめ、既定の方針に基づく改革合理化措置を着実に実施する。
- ② 各省庁の部局等及び特殊法人については、既存機構の合理化再編成によるもののほか、新設は厳に抑制する。
- ③ 国家公務員の定員管理については、第8次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに、真に必要とされる新規行政需要についても、極力振替によって対処し、増員を厳に抑制することとし、国家公務員の大幅な縮減を図る。

平成5年度の国の行政機構については、以上のような基本方針に沿って、行政需要の著しいものについていわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式による機構の新設等が行われた。

2 機 構

(1) 農林水産省設置法の一部改正

ア エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）附則第11条による改正（平成5年6月25日施行）

農林水産省の所掌事務に「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。」が追加された。

イ 環境事業団法の一部を改正する法律（平成5年法律第42号）附則第3条による改正（平成5年5月12日施行）

農林水産省の所掌事務に「環境事業団の指導監督に関する事務」が追加された。

ウ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）附則第9条による改正（平成5年9月28日施行）
農林水産省の所掌事務に「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。」が追加された。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成5年政令第105号）による改正（平成5年4月1日施行）
大臣官房の審議官が「3人」から「4人」に、参事官が「7人」から「5人」に増減員された。

イ 環境事業団法施行令の一部を改正する政令（平成5年政令第168号）附則第2条による改正（平成5年5月12日施行）

大臣官房総務課の所掌事務に「環境事業団の指導監督を行うこと。」が追加された。

ウ エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令（平成5年政令第220号）附則第4条による改正（平成5年6月23日施行）

食品流通局企業振興課の所掌事務に「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の施行に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。」が追加された。

エ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成5年政令第244号）附則第2項による改正（平成5年7月2日施行）

農林水産消費技術センターの所掌事務に「生産行程管理者等の行う格付等に関する技術上の指導に関する事務」が追加された。

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令（平成5年政令第315号）附則第9条による改正（平成5年9月28日施行）

構造改善局地域計画課の所掌事務に「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。」が追加された。

カ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成5年政令第300号）による改正（平成5年10月1日施行）
開発途上にある海外の地域等における農林水産業に関する試験研究等の一層の推進を図るため、「熱帯農業研究センター」が「国際農林水産業研究センター」に改組された。

(3) 農林水産省組織規程の一部改正

ア 農林水産省組織規程の一部を改正する省令（平成5年農林水産省令第16号）による改正（平成5年4月1日施行）

(ア) 内部部局関係

a 省令室の新設等

(a) 経済局農業協同組合課に「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合法第93条第2項に規定する子会社、農事組合法人及び農業協同組合中央会の業務及び会計の検査に関する事務」をつかさどる「農業協同組合検査官室」が

新設された。

(b) 農蚕園芸局普及教育課に「①青年農業者の育成及び確保に関する企画、調査及び連絡調整を行うこと。②農業者教育施設に関すること。③農村青少年の農業及び生活の改善に関する知識及び技術の向上を図ること。④農村青年の海外派遣に関すること。⑤農業者大学校に関すること。」をつかさどる「青年農業者対策室」が新設された。

(c) 畜産局家畜生産課に「家畜及び家きんの改良及び増殖に関する技術上の事項に関する企画、調査、連絡調整及び指導に関する事務」をつかさどる「生産技術室」が新設された。

(d) 林野庁指導部治山課に「山地災害の防止及び復旧に関する事項の企画、調査及び調整に関する事務」をつかさどる「山地災害対策室」が新設された。

(e) 水産庁研究部魚場保全課に「①漁業に係る生態系の保全に関する自然科学的の試験及び調査研究並びにこれらに関する資料の取りまとめに関すること。②都道府県その他の水産試験研究機関の行う漁業に係る生態系の保全に関する試験研究の指導及び助成に関すること。」をつかさどる「生態系保全室」が新設された。

b 専門官の新設等

部局名	名称	所掌事務
経済局	農業協同組合指導検査官	農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合法第93条第2項に規定する子会社、農業組合法人及び農業協同組合中央会の業務及び会計の検査並びに検査に関する専門技術上の事項についての企画及び指導に関する事務
	首席農業協同組合検査官	(廃止)
	交渉調整官	農林水産省の所掌事務に係る物資についての二国間の協定に係る交渉に関する企画、調査及び連絡調整に関する事務

構造改善局	管理技術専門官	土地改良施設の管理に関する専門技術上の事項についての企画、調査、連絡調整及び指導に関する事務
	事業総合調整官	農林水産省組織令第46条第1号から第4号までに掲げる事務のうち都道府県及び土地改良区その他の団体が行う土地改良事業に関する重要事項についての企画、調査、連絡調整及び指導に関する事務
食品流通局	首席企画官	食品流通局の所管行政に関する基本的事項のうち食品流通局長が指定する専門の事項についての企画、調査及び連絡調整に関する総括事務
	消費者情報専門官	(廃止)
食糧庁	価格形成の場指導官	(廃止)
林野庁	林業構造改善企画官	林業構造改善事業に関する専門の事項についての企画、調査、連絡調整及び指導に関する事務
	木材利用推進対策官	木材の消費の増進及び改善に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する総括事務
	林産集落振興指導官	(廃止)
	流通指導官	(廃止)
	海外林業協力専門官	(廃止)
水産庁	山地防災対策官	(廃止)
	かつお・まぐろ漁業企画官	かつお・まぐろ漁業に関する専門の事項についての企画、調査及び連絡調整に関する事務
	海洋漁場保全調査官	(廃止)

(イ) 施設等機関関係

- 組織の改正等
- (a) 東京肥料検査所の内部組織を再編整備することに伴い、所要の規定が整備された。
- (b) 農林水産消費技術センターの内部組織を再編整備することに伴い、所要の規定が整備された。
- (c) 横浜植物防疫所の内部組織を再編整備することに伴い、所要の規定が整備された。
- (d) 種苗管理センターの内部組織を再編整備することに伴い、所要の規定が整備された。
- (ウ) 地方支分部局関係
- a 組織の改正等
- (a) 地方農政局の統計情報部の内部組織を再編整備することに伴い、所要の規定が整備された。
- (b) 中環干拓事務所が廃止された。
- (c) 大崎農業水利事務所が新設された。
- (d) 千葉北部農業水利事務所が新設された。
- (e) 宮崎農業水利事務所が新設された。
- (f) 農業水利事務所の内部組織を再編整備することに伴い、所要の規定が整備された。
- (g) 児島湾周辺土地改良建設事務所が新設された。
- (h) 土地改良調査管理事務所の内部組織を再編整備することに伴い、所要の規定が整備された。
- (i) 統計情報事務所の内部組織を再編整備することに伴い、所要の規定が整備された。

b 専門官の新設等

部局名	名称	所掌事務
地方農政局	経理専門官 (経理課)	地方農政局の管轄区域内における国営土地改良事業に係る決算及び会計に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務
	(関東、北陸、中国四国)	
	管理調整官 (管理課)	北陸農政局の管轄区域内における開墾建設工事及び土地改良事業によって造成された施設の管理に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務
	(北陸)	
	事業計画管理官(事業計画課)(東海)	東海農政局の管轄区域内における土地改良事業計画の管理に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務

食糧事務所 企画調整官
(企画調整課を置く食糧事務所を除く)

営 林 局 鑑定官
鑑定管理官

国有林野その他有林野事業特別会計に属する国有財産の鑑定評価に関する事務
国有林野その他有林野事業特別会計に属する国有財産の鑑定評価についての審査、指導及び連絡調整に関する事務

国有林野評価官 (廃止)

イ 農林水産省組織規程の一部を改正する省令 (平成5年農林水産省令第53号) による改正
(平成5年10月1日施行)

(7) 内部部局関係組織の改正等

- (a) 北海道農業試験場の部等が再編整備された。
- (b) 家畜衛生試験場の部等が再編整備された。
- (c) 熱帯農業研究センターが、国際農林水産業研究センターに改組された。

(4) 施設等機関関係専門官の新設等

部局名	名 称	所 掌 事 務
北海道農業試験場	北方農業研究官	北海道と農業事業を等しくする海外の地域における農業に関する調査及び試験研究の企画、連絡調整及び指導を行い、関係業務を総括
家畜衛生試験場	鶏病研究官	家きんの疾病に関する調査及び試験研究の企画、連絡調整及び指導を行い、関係業務を総括
	生体防御研究官	(廃止)

(4) 農林水産技術会議事務局組織規程の一部改正

ア 農林水産技術会議事務局組織規程の一部を改正する省令 (平成5年農林水産省令第18号) による改正
(平成5年4月1日施行)

専門官の新設等

部局名	名 称	所 掌 事 務
-----	-----	---------

農林水産技術会議事務局 安全基準専門官
生物体又はその機能の効率的利用に係る先端技術に関する試験研究の安全性の評価に関する専門的な事項についての企画、調査及び連絡調整に関する事務

(5) 農林水産省告示による改正

ア 植物防疫所の支所及び出張所の名称、位置及び所掌事務が改正された。

(平成5年4月1日農林水産省告示第294号)

イ 動物検疫所の支所及び出張所の名称、位置及び所掌事務が改正された。

(平成5年4月1日農林水産省告示第295号)

ウ 種苗管理センターの農場の名称、位置、所掌事務及び内部組織が改正された。

(平成5年4月1日農林水産省告示第296号)

エ 農林水産省組織規程第436条第2項に規定する統計情報事務所を指定する件及び農林水産省組織規程第444条第2項に規定する北海道統計情報事務所を指定する件が廃止された。

(平成5年4月1日農林水産省告示第297号)

オ 農林水産省組織規程第445条第2項に規定する北海道統計情報事務所が指定された。

(平成5年4月1日農林水産省告示第298号)

カ 農林水産省の本省の試験研究機関の支場又は支所の名称及び位置が改正された。

(平成5年10月1日農林水産省告示第1180号)

キ 家畜改良センターの牧場及びその支場の名称、位置、所掌事務及び内部組織が改正された。

(平成6年3月31日農林水産省告示第603号)

3 定 員

(1) 定員の増員状況

第8次定員削減計画の第2年次分が実施された。一方、定員増については、総定員増加の抑制という厳しい状況の下にあるにもかかわらず、農林水産省においては49人の新規増が認められたほか、内部振替による増減が行われた。

定員の増減の内容は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改 正 前	改 正 後	差引増減
本 省	23,012人	22,831人	△ 181人
食糧庁	12,176人	11,695人	△ 481人
林野庁	1,390人	1,409人	19人
水産庁	2,143人	2,137人	△ 6人

計 38,721人 38,072人 △ 649人

(7) 本省

(差引増減の内訳)

(大臣官房)

- ① 職員研修の企画立案及び推進体制の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ② 環境対策業務の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
(経済局)
- ③ 税制調整関係業務の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ④ 農業協同組合検査体制の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ⑤ 経済協力開発機構関係事務の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
(統計情報部)
- ⑥ 統計情報システム関係事務の強化に伴う増 1人
(構造改善局)
- ⑦ 土地改良施設管理事務の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ⑧ 農業生産法人の育成指導体制の整備に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ⑨ 中山間地域等の活性化体制の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ⑩ 農業農村整備事業の実施体制の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ⑪ 農業水利再編の推進体制の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
(農蚕園芸局)
- ⑫ 絶滅のおそれのある植物種の保存行政事務の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ⑬ 青年農業者対策の強化に伴い食糧事務所から振替増 2人
- ⑭ 農山漁村婦人対策の推進体制の整備に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ⑮ 関西国際空港開港に伴う増 16人
- ⑯ 空港検疫体制の整備強化に伴う増 3人
(畜産局)
- ⑰ 畜産新技術の推進体制の強化に伴い食糧事務所から振替増 2人
- ⑱ 獣医事関係事務執行体制の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ⑲ 関西国際空港開港に伴う増 16人
- ㉔ 検疫業務執行体制の強化に伴う増 1人
(食品流通局)

- ㉔ 食品産業関係の環境対策に関する強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ㉕ 商品取引所検査体制の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ㉖ 食品安全対策業務の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
(技術会議事務局)
- ㉗ 組換え体の安全利用対策の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ㉘ DNAバンク事業推進体制の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
- ㉙ 研究開発推進体制の強化に伴い家畜衛生試験場から振替増 1人
- ㉚ 広報推進体制の強化に伴い食糧事務所から振替増 1人
(農業研究センター)
- ㉛ 鳥害研究業務の強化に伴う増 1人
- ㉜ 農林水産省在外公館要員の派遣に伴い外務省へ振替減 △1人
(農業生物資源研究所)
- ㉝ DNA管理情報研究業務の強化に伴い農業試験場から振替増 2人
- ㉞ 東北農業試験場の遺伝資源利用研究業務の強化に伴う振替減 △8人
- ㉟ 東北農業試験場総務部新庄総務分室の新設に伴う振替減 △1人
- ㊱ 九州農業試験場の遺伝資源利用研究業務の強化に伴う振替減 △9人
- ㊲ 九州農業試験場総務部宮崎総務分室の新設に伴う振替減 △2人
- ㊳ 農林水産省在外公館要員の派遣に伴い外務省へ振替減 △1人
(畜産試験場)
- ㊴ 廃棄物資源化研究業務の強化に伴い農業試験場から振替増 2人
- ㊵ 農林水産省在外公館要員の派遣に伴い外務省へ振替減 △1人
(農業工学研究所)
- ㊶ 集落排水システム研究業務の強化に伴う増 1人
(農業試験場)
- ㊷ 農業生物資源研究所のDNA管理情報研究業務の強化に伴う振替減 △1人
- ㊸ 畜産試験場の廃棄物資源化研究業務の強化に伴う振替減 △1人
- ㊹ 国際農林水産業研究センターの新設に伴う振

替減	△ 8 人
⑫ 遺伝資源利用研究業務の強化に伴い農業生物資源研究所から振替増	17 人
⑬ 東北農業試験場総務部新庄総務分室の新設に伴い農業生物資源研究所から振替増	1 人
⑭ 九州農業試験場総務部宮崎総務分室の新設に伴い農業生物資源研究所から振替増	2 人
⑮ 国際農林水産業研究センター沖縄支所の国際共同研究推進体制の強化に伴う振替減	△ 1 人 (家畜衛生試験場)
⑯ 実験動物研究業務の強化に伴う増	1 人
⑰ 農林水産技術会議事務局の研究開発推進体制の強化に伴う振替減	△ 1 人 (熱帯農業研究センター)
⑱ 熱帯農業研究センターの国際共同研究推進体制の強化に伴い沖縄特措法政令定員へ振替減	△ 2 人
⑲ 国際農林水産業研究センターの新設に伴う振替減	△ 107 人 (国際農林水産業研究センター)
⑳ 国際農林水産業研究センターの新設に伴う増	107 人
㉑ 厚生関係事務体制の強化に伴い農業試験場から振替増	1 人
㉒ 海外管理事務体制の強化に伴い農業試験場から振替増	1 人
㉓ 国際研究情報推進体制の強化に伴い農業試験場から振替増	3 人
㉔ 畜産草地研究推進体制の強化に伴い農業試験場から振替増	1 人
㉕ 生物資源研究業務の強化に伴う増	1 人
㉖ 環境資源研究業務の強化に伴う増	1 人
㉗ 林業研究業務の強化に伴う増	1 人
㉘ 林業研究業務の強化に伴い森林総合研究所から振替増	3 人
㉙ 水産研究業務の強化に伴う増	1 人
㉚ 水産研究業務の強化に伴い養殖研究所から振替増	1 人
㉛ 水産研究業務の強化に伴い水産研究所から振替増	4 人
㉜ 水産研究業務の強化に伴い水産工芸研究所から振替増	1 人 (地方農政局)
㉝ 地域広報活動の強化に伴い食糧事務所から振替増	1 人
㉞ 農業協同組合検査体制の強化に伴い食糧事務	

所から振替増	1 人
㉟ 土地改良施設管理体制の強化に伴い食糧事務所から振替増	1 人
㊱ 畜産経済関係事務の強化に伴い食糧事務所から振替増	1 人
㊲ 農村地域活性化の推進体制の強化に伴い食糧事務所から振替増	1 人
㊳ 農村環境保全関係事務の強化に伴い食糧事務所から振替増	1 人
㊴ 土地改良事業計画関係事務の強化に伴い食糧事務所から振替増	1 人
㊵ 農業農村整備事業の実施体制の強化に伴い食糧事務所から振替増	2 人
㊶ 国営かんがい排水事業関係事務の強化に伴い食糧事務所から振替増	1 人
㊷ 土地改良技術事務所拡充に伴い食糧事務所から振替増	1 人
㊸ 事業所の新設に伴う振替増	10 人
㊹ 農地保全事業強化に伴う振替増	6 人
㊺ 事業所の新設及び事業強化に伴う振替減	△ 16 人
㊻ 農林水産省在外公館要員の派遣に伴い外務省へ振替減	△ 6 人
㊼ 定員削減に伴う減	△ 256 人
計	△ 181 人

(イ) 食糧庁

(差引増減の内訳)

(業務部)

① 米の流通改善事務の強化に伴い食糧事務所から振替増	1 人
(食糧事務所)	
② 麦及び食品安全業務の体制強化に伴う増	8 人
③ 麦及び食品安全業務の体制強化に伴う振替減	△ 8 人
④ 大臣官房へ振替減	△ 2 人
⑤ 経済局へ振替減	△ 3 人
⑥ 構造改善局へ振替減	△ 5 人
⑦ 農蚕園芸局へ振替減	△ 4 人
⑧ 畜産局へ振替減	△ 3 人
⑨ 食品流通局へ振替減	△ 3 人
⑩ 農林水産技術会議事務局へ振替減	△ 3 人
⑪ 地方農政局へ振替減	△ 11 人
⑫ 食糧庁業務部へ振替減	△ 1 人
⑬ 林野庁林政部へ振替減	△ 1 人
⑭ 林野庁指導部へ振替減	△ 2 人
⑮ 水産庁漁政部へ振替減	△ 1 人

⑯ 水産庁研究部へ振替減	△2人
⑰ 定員削減に伴う減	△441人
計	△481人

(ウ) 林野庁

(差引増減の内訳)

(林政部)

① 林業構造改善事業関係事務の強化に伴い食糧事務所から振替増	1人
② 会計間振替(国有林野事業特別会計→一般会計)による増	1人
(指導部)	
③ 海外林業協力・技術関係事務の強化に伴い食糧事務所から振替増	1人
④ 林道事業の推進体制の強化に伴い食糧事務所から振替増	1人
(森林総合研究所)	
⑤ 国際農林水産業研究センターの新設に伴う増減	△3人
(林木育種センター)	
⑥ 会計間振替(国有林野事業特別会計→一般会計)による増	25人
⑦ 定員削減に伴う減	△7人
計	19人

(ニ) 水産庁

(差引増減の内訳)

(漁政部)

① 船舶の医療体制の強化に伴う増	1人
② 中央水産研究所の図書資料情報管理事務処理体制の強化に伴う振替減	△3人
③ 行政官国内研究員(司法修習コース)として人事院へ振替減	△1人
④ 水産業協同組合検査業務の強化に伴い食糧事務所から振替増	1人
(研究部)	
⑤ 漁業環境問題事務処理体制の確立に伴い食糧事務所から振替増	2人
(水産研究所)	
⑥ 図書資料情報管理事務処理体制の強化に伴い漁政部企画課から振替増	3人
⑦ 国際農林水産業研究センターの新設に伴う振替減	△4人
⑧ 生物環境研究体制の強化に伴う増	1人
⑨ まぐろ生態研究体制の強化に伴う増	1人
(養殖研究所)	
⑩ 国際農林水産業研究センターの新設に伴う振替減	△1人

(水産工学研究所)

⑪ 国際農林水産業研究センターの新設に伴う振替減	△1人
⑫ 定員削減に伴う減	△5人
計	△6人

イ 行政機関職員定員令第3条定員

区分	改正前	改正後	差引増減
林野庁	16,041人	14,406人	△1,635人
計	16,041人	14,406人	△1,635人

(差引増減の内訳)

(林政部)

① 会計間振替(国有林野事業特別会計→一般会計)による減	△1人
(管理部)	
② 業務部への振替減	△4人
(業務部)	
③ 林野・土地売り売払い業務の強化に伴う増	3人
④ 国有林野貸付・使用の業務の強化に伴う増	1人
(林木育種センター)	
⑤ 会計間振替(国有林野事業特別会計→一般会計)による減	△25人
⑥ 定員削減に伴う減	△1,609人
計	△1,635人

ウ 沖縄特措法令定員

区分	改正前	改正後	差引増減
本省	127人	132人	5人
食糧庁	48人	48人	0人
計	175人	180人	5人

(差引増減の内訳)

(ウ) (本省)

(熱帯農業研究センター)

① 熱帯農業研究センターの国際共同研究推進体制の強化に伴い1条定員から振替増	2人
② 国際農林水産業研究センターの新設に伴う振替減	△38人
(国際農林水産業研究センター)	
③ 国際農林水産業研究センターの新設に伴う振替増	38人
④ 国際共同研究推進体制の強化に伴い農業試験場から振替増	3人
計	5人

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため、平成5年度における定員関係法令の改正は、次のとおり行われた。

- ア 行政機関職員定員令及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令の一部を改正する政令（平成5年政令第99号）
- イ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成5年農林水産省令第17号）
- ウ 農林水産省定員規程の一部を改正する訓令（平成5年4月1日農林水産省訓令第7号）

第9節 農業観測及び統計分析

1 農業観測

「農業観測」は、農業生産者や関係者に対して、農業経済の動向、農産物及び農業生産資材等の需給並びに価格の見通し等に関する情報を提供し、農産物の生産、出荷及び資材購入等の合理的な計画の樹立に資することを目的として、27年度から実施しているもので、現在は、年度当初に本観測を、その後適期に補足見通しを作成、公表している。

(1) 5年度農業観測（本観測）は、平成5年2月26日に開催された農林水産統計観測審議会農業観測部会委員懇談会によって決定された実施計画に基づき、農業経済、主要農産物、農業資材及び海外の主要穀物の需給、価格に関する年度間の見通しについて、5月27日に開催の農林水産統計観測審議会農業観測部会に農林水産大臣から諮問し、同日答申を得て6月11日に公表した。

(2) 補足見通しは、年度見通しを補足するため7月から12月の間に品目毎に適期に作成し、公表した。

2 統計分析

(1) 食料需給表

「食糧需給表」は、FAO（国際連合食糧農業機関）の食料需給表作成の手引に準拠して、毎年度作成しているものである。

この表は、我が国で供給される食料の総量及び可食部分（純食料）の国民1人・1日当たり数量及び栄養量を取りまとめたものであり、食料需給の全般的動向、栄養量の水準とその構成、食料消費構造の変化などの把握に活用されるとともに、食料自給率の算出や食料需給の見通しなど、農業政策の基礎資料としても活用されている。また、世界の約160か国ではほぼ同様の方法

で作成されている。

4年度の計数（速報）については、5年12月に公表したが、主な内容は次のとおりである。

国民1人・1日当たり供給純食料は、果実が国内生産の回復により大幅に増加したほかは、小幅な変化にとどまった。

供給熱量は、61年度に2,600kcalを超えた以後ほぼ横ばいに推移しており、4年度も、砂糖、でんぷん、魚介類、牛乳・乳製品は前年度より減少したものの、油脂類、果実、肉類が増加したことから、全体ではほぼ前年度並み（0.1%増）の2,625.6kcalとなった。

供給たんぱく質は、牛乳・乳製品は減少したものの、肉類、鶏卵及び豆類の増加により0.4g（0.9%）増の46.0gとなった。

供給脂質は、前年度はわずかに減少したが、4年度は、油脂類の増加等により全体で0.8g（1.0%）増加した。

(2) 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、「産業連関表」や「国民経済計算」に準拠した手法により、食料供給に関係する各種産業の経済活動と国民経済とのかかわりを、数量的に把握しているものであり、この経済計算は①農・漁業及び食料関連産業の生産活動の結果を国民経済計算の概念で把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の生産と投資を捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。

4年度結果については6年6月に公表したが、それによると、農業・食料関連産業の国内総生産は51兆298億円で、全産業の11.0%を占めている。

3 産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において1年間に行われた財貨・サービスの産業相互間取引を一覧表に表したものである。全国を範囲とする産業連関表は、総務庁、農林水産省をはじめとする関係11省庁の共同作業により、5年ごとに作成している。

5年度は「平成2年（1990年）産業連関表」を作成し、5年10月に公表した。それによると、平成2年の財貨・サービスの総供給額は918兆455億円で、昭和60年に比べ28.2%増加した。これはサービス経済化の進展、内需拡大等によるものである。一方、最終需要額は491兆9,903億円で、60年に比べ33.8%増加した。